

労務ニュース Vol. 33

株式会社ムトウ コンサルティング統括部

連絡先 〒110-8681 東京都台東区入谷1丁目19番2号

電話 03-3874-7143 FAX 03-3876-8140

e-mail: consult@ni.wism-mutoh.co.jp

https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/

労務情報などをコンパクトにまとめてお届けします。

● 令和4年4月1日 令和2年改正個人情報保護法全面施行への対応

令和4年4月1日 令和2年改正 個人情報保護法全面施行への対応

◆令和2年改正個人情報保護法

令和2年改正個人情報保護法の施行が令和4年4月1日となっております。

なお、法第23条第2項のオプトアウトによる第三者提供の施行は令和3年10月1日、法定刑の引上げ(法第83条から第87条)は、令和2年12月12日よりすでに施行しています。

【オプトアウトによる第三者提供】

個人データの第三者提供は、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはいけません(法第23条第1項)。

しかし、法第23条第2項では、次の(1)から(9)までに掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、法第23条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができます(オプトアウトによる第三者提供)。

- (1) 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人等の代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法(※8)
- (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
- (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

なお、要配慮個人情報をオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできません。

第三者に提供するに当たっては、法第23条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があります。

【法定刑の引き上げ】

個人情報保護委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑が引き上げられました。

また、命令違反等の罰金について、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額が引き上げられました。

改正前後の法定刑比較		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
命令違反	行為者	6月以下	1年以下	30万以下	100万以下
	法人等	—	—	30万以下	1億以下
不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万以下	50万以下
	法人等	—	—	50万以下	1億以下
虚偽報告等	行為者	—	—	30万以下	50万以下
	法人等	—	—	30万以下	50万以下

【令和4年4月1日からの主な改正内容】

令和2年改正個人情報保護法の主な改正ポイントは以下の通りとなります。

1. 【利用停止・消去等の個人の請求権】利用停止・消去等の個人の請求権については、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充されます。

現行	改正後
◆利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定(§30①) ◆第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定(§30③)	現行の場合に加えて、 ① 利用する必要がなくなった場合 ② 重大な漏えい等が発生した場合 ③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充(§30⑤)

2. 【保有個人データの開示方法】保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになります。

現行	改正後
◆保有個人データの開示方法は、書面の交付による方法が原則(§28①②)	保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする(§28①②)

3. 【漏えい等報告等の義務化】漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。

現行	改正後
◆個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう努める(委員会告示)	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化する(§22-2)

※漏えい等報告の義務化の対象事案(委員会規則で定める要件)

- ・ 要配慮個人情報の漏えい等
- ・ 財産的被害のおそれがある漏えい等
- ・ 不正の目的によるおそれがある漏えい等
 - (上記類型は件数に関わりなく対象)
- ・ 1,000件を超える漏えい等
- ・ 上記各類型の漏えい等の「おそれ」がある事案も対象

4. 【不適正な方法による利用の禁止】違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨が法定化されました。

現行	改正後
◆個人情報取扱事業者は個人情報を適正に取得すべきことを法定(§17)	「適正な取得」義務に加えて、「不適正な利用」を禁止 ※具体的には、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない旨を法定(§16-2)

※法第16条の2における「違法又は不当な行為」とは、

- ・ 個人情報保護法その他の法令に違反する行為
- ・ 直ちに違法とは言えないものの、個人情報保護法その他の法令の制度趣旨や公序良俗に反している等、社会通念上、適正とは認められない行為をいいます。

5. 【公表事項等の充実】どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、法定公表事項として、「安全管理のために講じた措置」が追加されます。

また、「プロファイリング」といった、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、事業者はどのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければなりません。

現行	改正後
◆事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等を公表事項として規定(§27①、令§8)	安全管理のために講じた措置(公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)を公表事項として追加(§27①、令§8)
◆個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない(§15①)	合理的に予測等できないような個人データの処理(ex.いわゆる「プロファイリング」)が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化(§15①)

◆法改正に伴う実務上の対応ポイント

令和4年4月1日全面施行に伴い、実務的な対応のポイントとしては次の項目になります。

- ・ 個人情報保護方針公表事項の見直し
- ・ 院内規程を含む体制の見直し

【個人情報保護方針公表事項の見直し】

個人情報保護方針(いわゆるプライバシーポリシー)は、次の①から⑤までの情報を本人の知り得る状態に置かなければなりません(法第27条1項)。

- ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 全ての保有個人データの利用目的
- ③ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額
- ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置
- ⑤ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

④の安全管理のために講じた措置については「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に次のような事例が示されています。

(基本方針の策定)

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガ

イドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

(組織的安全管理措置)

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

(人的安全管理措置)

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施

(物理的安全管理措置)

個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

(技術的安全管理措置)

アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

(外的環境の把握)

個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

【院内規程を含む体制の見直し】

体制の見直しについては、本人の権利行使の範囲が広がったことから、本人の権利又は正当な利益が害される恐れがある場合の利用停止等が認められる事例や認められない事例の整理が必要です。

また、保有個人データの開示について、電磁的記録の提供方法(例えば電子メールで送信する、CD-ROM等の媒体を郵送、ウェブサイトでのダウンロードなど)の検討も必要となります。

漏えい等が発生し、個人の権利利益が害される恐れがある場合、個人情報保護委員会への報告や本人通知を要する事態についての規定の整備が必要です。なお、規程には個人情報保護委員会への速報・確報の時間的制限の考え方や報告内容等を明確にする必要があります。

最後に、罰則規定の厳罰化や不適正な方法による個人情報の利用の禁止が明確になったことから、人的安全管理措置として、事例を交えた職員教育の実施が重要となります。

◆改正個人情報保護法の影響

医療・介護事業所の場合、数多くの要配慮個人情報を含む個人データが扱われていると思います。

万が一にも、こういった個人データが漏えい等した場合、4月1日の施行日後は、被害者である患者・利用者本人へ(原則)通知しなければなりません。これは医療・介護事業所にとって非常にインパクトのある話であり、信頼が損なわれる可能性が高いです。

医療・介護事業所の「リスク回避」という意味において、改めて情報管理体制の見直し、検討いただけますと幸いです。